

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							現 行								
○茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 昭和60年3月20日茂原市条例第14号 別表第1（第9条） 音楽ホール基本使用料							○茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 昭和60年3月20日茂原市条例第14号 別表第1（第9条） 音楽ホール基本使用料								
(単位円)							(単位円)								
使用区分		時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1時間当たり	使用区分		時間区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1時間当たり
入場料を徴収しない場合		平日(土曜日を除く。)	4,400	6,600	9,900	19,800	1,650	入場料を徴収しない場合		平日(土曜日を除く。)	4,320	6,480	9,720	19,440	1,620
		土・日曜日 国民の祝日	5,500	8,800	12,100	25,300	2,200			土・日曜日 国民の祝日	5,400	8,640	11,880	24,840	2,160
		500円未満	平日(土曜日を除く。)	4,400	7,700	11,000	22,000			1,760	500円未満	平日(土曜日を除く。)	4,320	7,560	10,800
入場料を徴収する場合	500円以上 1,000円未満	平日(土曜日を除く。)	5,500	7,700	12,100	24,200	1,980	入場料を徴収する場合	500円以上 1,000円未満	平日(土曜日を除く。)	5,400	7,560	11,880	23,760	1,940
		土・日曜日 国民の祝日	6,600	11,000	14,300	30,800	2,530			土・日曜日 国民の祝日	6,480	10,800	14,040	30,240	2,480
		1,000円以上	平日(土曜日を除く。)	5,500	8,800	13,200	26,400			2,200	1,000円以上	平日(土曜日を除く。)	5,400	8,640	12,960
2,000円未満	土・日曜日 国民の祝日	7,700	11,000	15,400	33,000	2,750	2,000円未満	土・日曜日 国民の祝日	7,560	10,800	15,120	32,400	2,700		
	2,000円	平日(土曜日)	6,600	8,800	14,300	28,600		2,420	2,000円	平日(土曜日)	6,480	8,640	14,040	28,080	2,370

改正後							現 行							
		円以上	を除く。)											
			土・日曜日	7,700	12,100	16,500	35,200	2,970						
			国民の祝日											

備考

- 1 使用時間が時間区分の範囲を超過した場合は、1時間につき1時間当たりの使用料を徴収する。この場合において、使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 2 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。
- 4 冷暖房を使用した場合は、使用料の3割の額を徴収する。

別表第3（第9条）

体育センター基本使用料

使用区分	単位及び金額	1時間当たり
スポーツ・レクリエーション	2時間を単位として 1,100円	550円
スポーツ・レクリエーション以外	1回につき 8,800円	
入場料を徴収する場合	1回につき 22,000円	

備考

- 1 この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間のうち一つの2時間の範囲をいう。
- 2 使用時間が時間区分の範囲を超過した場合は、1時間につき1時間当たりの使用料を徴収する。この場合において使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 3 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 4 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。

備考

- 1 使用時間が時間区分の範囲を超過した場合は、1時間につき1時間当たりの使用料を徴収する。この場合において、使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 2 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。
- 4 冷暖房を使用した場合は、使用料の3割の額を徴収する。

別表第3（第9条）

体育センター基本使用料

使用区分	単位及び金額	1時間当たり
スポーツ・レクリエーション	2時間を単位として 1,080円	540円
スポーツ・レクリエーション以外	1回につき 8,640円	
入場料を徴収する場合	1回につき 21,600円	

備考

- 1 この表において、2時間単位とは、午前9時から2時間ごとに区切った時間のうち一つの2時間の範囲をいう。
- 2 使用時間が時間区分の範囲を超過した場合は、1時間につき1時間当たりの使用料を徴収する。この場合において使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 3 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 4 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。

改正後

別表第4（第9条）

(1時間当たり) (単位円)

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
1階	第1会議室	550	660
	小会議室	270	330
	多目的室	1,100	1,320
	和室	270	330
2階	第2会議室	550	660
	調理実習室	660	770
	集会室	270	330
	娯楽室	270	330
	トレーニング室	550	660
	音楽室	550	660
3階	第3会議室	550	660
	和室	270	330
	研修室	270	330
	相談室	270	330

備考

- 1 使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 2 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。
- 4 冷暖房を使用した場合は、使用料の3割の額を徴収する。

現行

別表第4（第9条）

(1時間当たり) (単位円)

区分		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
1階	第1会議室	540	640
	小会議室	270	320
	多目的室	1,080	1,290
	和室	270	320
2階	第2会議室	540	640
	調理実習室	640	750
	集会室	270	320
	娯楽室	270	320
	トレーニング室	540	640
	音楽室	540	640
3階	第3会議室	540	640
	和室	270	320
	研修室	270	320
	相談室	270	320

備考

- 1 使用時間が30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は1時間として算定する。
- 2 市内に在住する者又は市内の事業所等に勤務する者以外の者が使用する場合は、使用料の5割増の額とする。
- 3 使用時間には、準備、後片付けの時間を含む。
- 4 冷暖房を使用した場合は、使用料の3割の額を徴収する。